

7 地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて

老振発第1220001号

平成18年12月20日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて

標記については、本年7月28日付け事務連絡「要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について」等において、延長された介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置期間が終了する平成19年3月末までに地域包括支援センターの万全の体制整備を図ることができるよう計画の策定等を通じた対応をお願いしたところです。

当該経過措置については、新たな制度の円滑な施行を図る観点から、必要最小限の特例措置として行っているものであることから、平成19年3月末で終了し、延長はありません。

つきましては、各市町村で既に策定された体制整備計画に則り、また、当省でこれまでに示した各種弾力化措置に十分留意して、来年度からは確実に地域包括支援センターがその本務を果たし、併せて指定介護予防支援事業所としての役割を遂行できるよう、改めて下記の事項に留意しつつ、当該経過措置期限までに体制を着実に整えていただくようお願いいたします。

記

1 体制整備計画のフォローアップ作業の実施

- 各都道府県におかれては、各市町村に策定いただいた体制整備計画の策定後の進捗状況等を踏まえ、すでに個別に相談援助等を行うなどフォローアップを精力的に行っているところであるが、引き続き、来年3月までに計画が完了するよう、積極的なフォローアップ及び支援をお願いするものであること。
- 当該体制整備計画の全体状況については、フォローアップの際、【別紙1】に基づき、来年3月末までに、すべての地域包括支援センターについての体制整備が完了するよう具体的な見通しを平成19年1月中旬までにとりまとめていただきたいこと。
- なお、原則として、すべての事案について、3月末までに体制整備が完了すべきものであるが、現段階において、著しく特別な支援を要する例外的な事案については、【別紙2】に基づき、

- ① 当該地域包括支援センターの名称
- ② 体制整備の見通しが立たない理由と課題
- ③ その解決のための具体的な対応方針
- ④ 対応が完了する予定時期（来年３月を終期）

等について、都道府県・市町村その他の関係機関の協力の下、具体的に解決に向けた作業方針を決定していただきたいこと。

- フォローアップのとりまとめ結果（【別紙１】）については、同年１月２４日（水）までに老健局振興課宛に提出願いたいこと。

２ 留意すべき点

（１）人材確保等の支援策の再徹底

- 厚生労働省では、平成１８年４月以降、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の人員確保のため、広範に人員確保できる配置基準の設定、居宅介護支援事業所への委託件数の経過措置の延長等、種々の措置を講じていることを再度管下市町村に徹底を図ること。
- なお、地域包括支援センターの人員配置基準のうち「主任介護支援専門員に準ずる者」に関し、ケアマネジメントリーダー研修未修了者に関する平成１８年度限りとしていた経過措置について、１９年度まで延長することとし、今後、速やかに関係通知を改正し通知する予定であるので、留意されたいこと。

（２）市町村による予算・人員の確保

管下市町村に対して、当該整備計画に基づく適切な人員・予算を確保し、確実な体制整備が図られるよう、上記（１）の措置を含め技術的な助言等を行われたいこと。

なお、地域支援事業交付金の運用等については、平成１８年１２月１１日付け老健局介護保険課・振興課事務連絡「地域支援事業交付金の人件費の算定について」等に留意されたいこと。

（３）運営協議会や在宅介護支援センター等多様な地域資源の活用

- 都道府県・市町村や関係機関が連携し、地域包括支援センターの円滑な運営を支援する観点から、地域包括支援センター運営協議会で現状を説明の上、運営協議会を通じた具体的な人材確保策の実施を行うこと。
- 多様なネットワークによる人材確保の支援及び相談窓口の活用により、地域包括支援センターの本来業務の効率化を図ることが可能となることから、十分な実績のある在宅介護支援センターをブランチまたはサブセンターとして活用するよう努めること。

（４）介護予防支援の人員確保について

〔多様な人材を活用できること〕

- 介護予防支援業務に従事する人員については、介護保険法施行規則第140条の52第2項に基づく地域包括支援センターに最低限配置しなければならない職員とは異なり、具体的に次に掲げるものすべてが認められていることから、これらを積極的に活用されたいこと

- ・保健師
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・経験ある看護師
- ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

〔居宅介護支援事業所との兼務が容認されていること〕

- 介護予防支援業務の担当職員については、居宅介護支援事業所との併任も認められており、居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員が、併せて、地域包括支援センターにおいて、その職員として介護予防支援業務に従事することも認められていること。
- なお、給付管理業務や報酬請求事務などの事務処理作業を行う者については、上述の職種である必要はない点を踏まえ、事務担当者を活用するなどによる効率化も併せて検討されたいこと。

〔質の向上の支援策の実施〕

- 都道府県におかれては、介護予防支援に関する指導者研修の修了者を活用し、介護予防支援計画の策定実務について研修を行うこと。

【別紙1】

○調査対象 平成19年1月1日時点において既設置である地域包括支援センター

○「Ⅰ 都道府県内の体制整備取組み状況」については、平成18年7月28日の事務連絡により、各市町村において策定された体制整備計画に基づく進捗状況について、市町村（保険者）ごとに記入して下さい（センターごとに記入する必要はありません）。

[illegible]

※1 「1. 市町村名」については、保険者ごとに記入して下さい。
 ※2 「④介護予防支援担当職員数」については、常勤換算方法により記入して下さい。
 ※3 「体制整備計画の主な事項」については複数回答も可とします。
 ※4 「その他」の具体的な内容については、自由記載とします。

Ⅱ 著しく特別な支援を要する例外的な地域包括支援センター

【別紙2】

都道府県名()

○調査対象 平成19年1月1日時点において既設置である地域包括支援センター

1. 市区町村名 (※1)	2 地域包括 支援 センター名	3 困難な理由・課題(※2)					4 解決するための具体的な対応方針	5 完了予定時期 (平成19年3月を 終期)
		ア 人員 の確保	イ 予算 等の確保	ウ 事居委 業宅託 所介先 の護と 随支な 保援る	エ その他	「その他」の具体的な 内容 (※3)		
合計数								
(記入例) 〇〇市	〇〇市地域 包括 支援センター	○					(これまでの取組み) ・求人広告を通じ保健師1名、介護支援専門員1 名を募集したが、応募がなかった。 (今後の対応) ・人事異動により保健師1名を確保 ・給付管理業務担当として事務職員を1名採用	平成19年2月1日 完了予定

※1 「1. 市区町村名」については、保険者ごとに記入して下さい。

※2 「3 困難な理由・課題」については複数回答も可とします。

※3 「「その他」の具体的な内容」については、自由記載とします。

